

宿 泊 約 款

（適用範囲）

- 第 1 条 当「Paysage MORIGUCHI」（以下、「当施設」といいます。）が、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとします。

（宿泊契約のお申し込み）

- 第 2 条 当施設に宿泊予約のお申し込みをなさる方は、次の事項を当施設にお申し出いただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
（到着予定時刻は原則宿泊日当日の15時～18時とします）
 - (3) 宿泊料金（原則として別表 1 による。）
 - (4) 申込者名及びその連絡先。宿泊料金の支払者が申込者と異なるときは、その名称及びその連絡先
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊予約の申し込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

- 第 3 条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊客が支払うべき宿泊料金を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第 2 項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたも

のとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第 5 条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が、他の宿泊者らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊しようとする方が、当施設または当施設従業員らに対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする方が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。（徳島県旅館業法施行条例第 15 条）
 - (8) 宿泊しようとする方が、ウイルス伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。
- 2 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約を締結いたしません。
- (1) 宿泊しようとする方が、暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
 - (2) 宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

（宿泊客の契約解除権）

第 6 条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の 19 時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当施設の契約解除権）

第 7 条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、他の宿泊者らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 宿泊客が、当施設または当施設従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 宿泊客が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。（徳島県旅館業法施行条例第 15 条）
- (6) 宿泊客が、ウイルス伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると明らかに認めら

れるとき。

(7) その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除いたします。

(1) 宿泊客が、暴力団員、暴力団等暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。

(2) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3 当施設が 1 項または 2 項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、前号の定めに加え、国籍、旅券番号、前後泊がある場合は前後泊地

(3) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、前号の定めに加え、旅券の写し

(4) 出発日及び出発予定時刻

(5) 同伴者の氏名

(6) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、宿泊日当日 15時から翌日の 11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、宿泊プラン等の利用においてはチェックイン、チェックアウトタイムが制限される場合があります。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

(当施設附属サービス)

第 11 条 当施設に附属するサービスの内容及び詳しい営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のゲストサービスガイド等でご案内いたします。

2 前項の内容及び営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

3 当施設に附属するインターネット接続サービスのご利用中にシステム障害、その他の理由によりサービスが中断し、その結果ご宿泊者が損害を受けた場合においても、当施設は一

切の責任を負いません。

（料金の支払い）

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表 1 に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際または当施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当施設の責任）

第 13 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。「天災、感染症の大規模な流行により宿泊をお断りする場合など当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第 14 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金または貴重品である場合、宿泊客がその種類及び価額の通知を行わなかったときは、当施設は一切その損害を賠償いたしません。

- 2 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、当施設は、賠償いたしかねます。当施設が賠償する場合であっても、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の通知のなかったものについては、5 万円を限度として当施設はその損害を賠償します。なお、フロントにお預けにならなかった現金及び貴重品については、当施設は一切その損害を賠償いたしません。

（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を持って保管し、お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れていた場合は、当施設が一定期間お預かりし、その後遺失物法の規定に基づき処理します。
- 3 本条各項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては前条第 2 項の規定に準じるものとします。

（駐車 の 責任）

第 17 条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第 18 条 宿泊客の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

（個人情報の取り扱い）

第 19 条 当施設では、お客様から提供される個人情報について、当施設のプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱います。

別表 1 宿泊料金の内訳(第 2 条 1 項及び第 12 条 1 項関係)

内訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金 1. 予約料金(室料)
	追加料金 1. 宿泊客の求めに応じて特別に提供した飲食、その他施設・プログラムの利用料金 *パッケージ・追加内容に従う)
	税金 1. 消費税(※)

※ 税法が改正された場合はその改正された規定によります。

別表 2 違約金(第 6 条 2 項関係)

1 一般客

- (1) 宿泊予約日の 8 日前より前に解除通知を受けたとき

なし

- (2) 宿泊予約日の 7 日前から 2 日前に解除通知を受けたとき

宿泊第 1 日目の基本宿泊料の 50%

- (3) 宿泊予約日前日に解除通知を受けたとき

宿泊第 1 日目基本宿泊料の 80%

- (4) 当日の解除、無連絡不泊の場合

宿泊第 1 日目の基本宿泊料の 100%

- (5) 連泊パッケージの場合

- 1 連泊分全部をキャンセルする場合

予約初日を予約日としてパッケージ料金全額に対して、上記違約金支払い規則に従う。

- 2 連泊分の一部をキャンセルする場合

パッケージ料金全額を宿泊日数で等分に割って 1 泊分の料金を算出し、キャンセルしたそれぞれの宿泊日の料金に対して、上記の違約金支払規則に従う。

2 団体客(3 室以上のご予約)

- (1) 宿泊予約日の 21 日前より前に解除通知を受けたとき

なし

- (2) 宿泊予約日より 20 日前から 8 日前に解除通知を受けたとき

宿泊第 1 日目の基本宿泊料の 20%

- (3) 宿泊予約日より 7 日前から 2 日前に解除通知を受けたとき

宿泊第 1 日目の基本宿泊料の 50%

- (4) 宿泊予約日より前日に解除通知を受けたとき

宿泊第 1 日目の基本宿泊料の 80%

- (5) 当日の解除、無連絡不泊の場合

宿泊第 1 日目の基本宿泊料の 100 %